

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「私達は、お客様に対し、ファッションを通じ、いきいきとした生活、楽しい生活、充実した生活を提案し続けることにより、そのお客様より支持されつづける企業を目指します」という企業理念に基づき、企業活動を実行し、結果として「事業規模の大小にかかわらず、それぞれが目指す分野において、“オンリーワン”としてお客様にその存在価値を認められる、質的に高い一流企業」を目指し、コンプライアンスの意識強化を図ると共に、現在の取締役、監査役制度を一層強化しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。また、株主、投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めると共に幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

そして、法令を遵守し、経営の「健全性」「透明性」を向上させるコーポレート・ガバナンスの確立が、企業価値を高める重要な経営課題の一つとして認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境づくりや招集通知の英訳】

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社は、現状海外投資家の比率が低いと考えており、今後引き続き比率を考慮しながら検討してまいります。

【補充原則4-2-1 中長期的な業績連動報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合】

経営陣の報酬につきましては、「安定した収益とキャッシュフロー」を出せる経営基盤を確立し持続的な収益力向上を図ることを基本としており、具体的には、固定報酬のみの基本報酬のみを支払うこととしています。

【補充原則4-3-2 客観性・適時性・透明性のある手続きに従ったCEOの選任】

【補充原則4-3-3 業績等の適切な評価を踏まえたCEOの解任のための客観性・透明性ある手続きの確立】

CEOの選解任に当たっては、社外取締役の助言を得る機会を設けた上で、実施することとしています。

【基本原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

社外取締役1名となっておりますが、現在適任者を選定中です。

【原則4-10-1 経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに関する諮問委員会の設置】

取締役等の指名・報酬につきまして諮問委員会は設置しておりませんが、社外取締役の助言を得る機会を設けた上で決定することとしています。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会全体としての実効性に関する分析・評価は行っておりませんが、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式は安定的な取引の維持拡大等を目的に、当社の中長期的な企業価値向上に寄与すると判断したものを保有する方針とし、保有の目的を定期的に検証して、保有目的が希薄になったと判断した場合は売却することとしています。

また個別銘柄ごとの保有可否については、取締役会において年1回、前述の基本方針に照らし、取引の有無、今後の取引の可能性、保有継続・売却のメリット・デメリット、評価損益・配当額等、定量・定性両面から検討を行い、意思決定を行います。

【原則1-7 関連当事者の取引】

当社は会社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、法令に従い「取締役会規程」に定めております。また同規程では、特別の利害関係を有する取締役は当該議案に議決権の行使ができない旨定めております。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社では幹部・管理職への多様な人材の登用を行っております。具体的には取締役や部長クラスへの外部から人材登用、又工場長・係長クラスへの女性の登用などを行っており、特に工場においては中期的に役職者を40%以上にすることを目標としております。

【原則2-6 企業年金アセットオーナー】

当社は企業年金制度を有しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、情報開示の充実を図るため、以下の事項について開示し、主体的に情報発信を行っています。

(1) 経営理念・経営戦略を当社ホームページや決算書類等に開示しています。

(2) コーポレート・ガバナンスの基本方針を本報告書にて開示しています。

(3) 取締役の報酬等の決定方針を本報告書、有価証券報告書にて開示しています。

(4) 取締役・監査役の選任は経歴、実績等に基づき、担当職務の遂行能力があること、担当業務以外についても的確に経営判断できる知識と判断力があることなどを基準に行っています。取締役の選解任は取締役会の審議ののち、監査役の選任は監査役会の同意を得た上で、株主総会議案として付議しています。

(5) 社外取締役・社外監査役の選任についての説明は、本報告書に開示しています。また取締役・監査役の選任につきましては、株主総会招集通知記載の略歴等の通り、それぞれの担当部門において重要な役職を務め、当社の事業に精通した人材を選任しております。

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組】

当社では経営理念として「顧客価値・株主価値・社員価値・企業価値」の最大化を目指しており、その結果として企業価値を持続できると考えてお

ります。また近年ではペーパーレス化や照明のLED化など環境への対応を進めており、今後も引き続き検討を進めてまいります。

また、当社の強みである縫製技術について、ベテラン経験者による研修を定期的を実施しており、人材育成に努めております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、取締役会規程に基づき、法令、定款で定められた事項の他、経営上の重要事項等を決定しており、それ以外の事項は社内規定に基づいて決定しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は独立社外取締役の選定にあたり、東京証券取引所の独立性基準に基づき、議決権行使助言会社や機関投資家による独立性基準を参考として、独立性があると一般に認められ、かつ、豊富な知識や経験に基づき客観的な視点から当社の経営に対し適切な意見を述べていただける方であることを基準としております。なお、詳細はコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しています。

【補充原則4-11-1 取締役の多様性に関する考え方等】

取締役会は、多岐に渡る事項の意思決定を的確に行うために、各事業分野の知識・経験を持つ社内役員と、多角的な視点で議論ができる多様な経験・能力を備えた社外役員により構成すべきと考えております。

また取締役会は取締役6名、監査役3名で構成されており、迅速な意思決定を行う上で適正な人員構成であると考えております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

社外監査役の森英雄氏は株式会社Olympicグループの社外取締役を兼任しております。

社外監査役の大野芳宏氏は株式会社オー・アール・ディの代表取締役を兼任しております。

【補充原則4-11-3 取締役全体の実効性についての分析・評価結果の概要】

当社の取締役会は、社外役員の出席率・発言回数等を勘案して評価を行っております。今年度におきましては、十分な審議時間を確保し、建設的な議論・意見交換を行い、社外役員からも貴重なご意見を頂いております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は取締役・監査役が期待された役割・責務を果たすため、外部経営者の講習や外部セミナーなどに参加し、能力向上のためのトレーニングを実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話の申し込みに対して、管理部担当取締役が中心となり対応する体制を構築し、必要に応じ担当部署の責任者が管理部担当取締役へ情報提供できる体制としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社カネヨシ	560,000	32.46
山形 政弘	93,318	5.39
(株)Olympicグループ	86,900	5.04
GY会持株会	79,900	4.63
BTC協同組合	56,500	3.28
中島 真紀子	37,463	2.17
田邊 友紀恵	37,446	2.17
カネ美食品	25,000	1.45
東京注文服専門店会協同組合	24,500	1.42
フレックスジャパン(株)	23,900	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 スタンダード

決算期

3月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田中 秀文	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 秀文			豊富な経営及び管理の経験を通じ、幅広い見識を当社の業務執行について、客観的視点で適切な意見をいただけるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人であるかなで監査法人と定期的に情報交換会を開催し、財務情報の適正を期すために努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森英雄	他の会社の出身者													
大野芳宏	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森英雄			金融機関における元経営者としての豊富な経験と知見を生かし、当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなど会社の外から独立した立場で客観的に監査して頂くため
大野芳宏			金融機関及び事業会社の取締役。監査役としての豊富な経験と知見を生かし、当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなど会社の外から独立した立場で客観的に監査して頂くため

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬につきましては、役位、在籍年数等をもとに年俸を定め、これに基づいて株主総会で決議された総額の範囲内で支給いたしております。取締役の業績は担当業務が各様であり、統一基準で評価することが容易でなく、また現行の取締役の報酬は、委任契約の報酬、景況する労務の対価という性質が主要のものであります。業績向上のインセンティブ付与につきましては、導入可否を含め引き続き検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、「安定した利益とキャッシュフロー」を出せる経営基盤を確立し持続的な収益力向上に努めることを基本としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととします。

2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社グループ会社の業績、経営等に対する責任の範囲や大きさ、在籍年数、当社グループ年俸社員昇給実績等および他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

3.業績連動報酬ならびに非金銭報酬等に関する方針(種類ごとの割合の決定に関する方針を含む。)

中長期的な業績と連動する報酬については、今後とも検討を行います。

4.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、社外取締役を含め取締役会で諮った決議にもとづき代表取締役が基本報酬の額について委任をうけるものとします。

監査役の報酬は、監査役会の決定に委ねることにより、経営陣から独立した立場で機能できる体制となっております。

取締役の報酬限度額は、1986年4月28日開催の第41期定時株主総会において月額20,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第50期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートは管理部門及び内部監査部門が行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役及び監査役(うち社外取締役1名、社外監査役2名)が出席する取締役会を1か月に1回以上開催し、経営の方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定し、また各事業部門の業務の進捗状況をレビューすることで、業務執行の監督を行っております。

取締役・監査役及び子会社代表取締役並びに子会社事業部長が出席する経営会議を1か月に1回以上開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を監督しております。

取締役及び子会社幹部が出席する幹部会議を原則月1回開催し、各部門の利益計画の進捗状況を監督しております。

顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。また、会計監査人からは、会計監査を通じて、業務運用上の改善に繋がる提案を受けております。

また監査役会は定期的に代表取締役との会合を行い、監査結果に基づく経営監視に関する意見表明や意見交換等を実施し、監査機能を有効に発揮しうる体制としております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営上重要事項に関する意思及び執行の決定は、取締役会規程に基づき取締役会において、審議し決議する体制としております。取締役会は取締役6名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)で運営されており、活発な議論、意見交換がなされ、有効に機能しております。社外監査役2名を含む監査役は、監査役会が決定した監督方針及び法令遵守の観点から、取締役会の決定事項について監査するとともに、客観的な視点から助言等を行っております。

更に、多様な観点から取締役会の適切な意思決定を図ると共に、監督機能の一層の強化を図るため、社外取締役1名を選任しております。

当社は「私たちは、お客様に対し、生き生きとした生活、楽しい生活、充実した生活を提案し続けることにより、そのお客様より支持され続ける企業を目指します」という経営理念(使命)に基づき、企業活動を実行し、結果として「事業規模の大小にかかわらず、それぞれが目指す分野において、“オンリーワン”としてお客様にその存在価値を認められる、質的に高い一流企業」になるよう、コンプライアンスの意識強化を図ると共に、現在の取締役、監査役制度を一層強化しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めると共に幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。そして法令を遵守し、経営の「健全性」「透明性」を向上させるコーポレート・ガバナンスの確立が、企業価値を高める重要な経営課題の一つとして認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原段階においては、記載内容の正確性を期すことを優先しておりますが、株主総会招集通知発送日前日までに、自社ホームページに掲載する体制といたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページにIRサイトを設置し、株主総会情報、財務ハイライト、株主優待等掲載しております。 また、今後一層の充実を図ってまいります。 https://www.ginyama.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役管理部長 瀬戸山 英児	
その他	-	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 当社は経営理念として「顧客満足度による顧客価値の向上」「株主の期待に応えられる株主価値の向上」「福利厚生を通じた社員価値の向上」「利益による企業価値の向上」、以上4つの価値の最大化を目指しており、HP上に掲示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では省電力化やペーパーレスの推進などを通じて、環境保全活動を実施しております。 またテレワークに適した「ユーティリティ セットアップスーツ」の販売をしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社が収集する顧客情報について、「個人情報取扱規程」により管理する体制としております。また自社ホームページにおいて「PRIVACY POLICY」を明示しております。
その他	-

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムにつきましてコーポレート・ガバナンスを機能させるための重要なインフラと位置付け、内部統制システムの基本方針を定めると共に内部統制委員会を設置し、取締役や社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備や、その他の業務の適性を確保するための体制の整備を進めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は職務執行にあたり、経営理念、法令、定款、社内規程に基づき、法令遵守と社会理念の遵守を企業行動の原点とすることを基本方針とします。
- ・当社取締役は、経営理念に基づく行動規範に従い、当社グループ全体における基本方針の遵守体制構築及び実践を率先垂範して行います。
- ・当社は、社会的信頼を保持すべく業務の適正性を確保するために、会社法に基づく内部統制システムの構築とその運用体制の整備を行います。
- ・取締役会は「取締役会規程」に定める通り、適切な運営が確保され、取締役会を月1回以上開催することを原則とし、必要に応じ臨時取締役会を開催します。また取締役会は「取締役会規程」に基づき付議事項を決議するとともに、取締役間の意思疎通を図り、必要に応じて外部専門家に意見を求め、相互に業務執行を監督する体制を実践します。
- ・取締役の職務執行については、監査役設置会社として監査役会の定める「監査役会規程」、監査方針及び監査役間の業務分担に従い、各監査役の監査対象事項として監査する監査体制を機能させるほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに

監査役に報告することとし、遅滞なくその是正を図る体制とします。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報管理については、規程に従い適切な保存及び管理を実施し、必要に応じて規程の見直しを行っております。
・また規程は担当取締役が所管し、当社の役職員が閲覧できるようにしています。

3.財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は金融商品取引法に基づく、内部統制報告制度への対応を企業基盤強化の一環と位置付け、財務報告の信頼性を確保するために内部統制の有効かつ効率的な整備・運用に取り組んでいます。

4.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・代表取締役社長を当社グループ全体に関するリスク管理体制の総括責任者とし、管理部が当社グループ全体のリスク管理規程・リスク管理体制の構築及び運用を進めております。

・グループ会社の長である取締役及び使用人は、各社に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施すると共に、定期的なリスク管理の状況を取締役に報告しております。

5.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社グループは持株会社制を採用しており、業績への責任を明確にすると共に、資本効率の向上を図っております。

・取締役及び監査役並びにグループ各社の代表取締役・担当部長が出席する経営会議及び子会社月次業績報告会を毎月1回以上開催し、経営方針の徹底、業務執行にかかわる重要事項の決定、利益計画の進捗状況を監督するなど効率的な運営体制をとっております。

6.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために体制

・当社は経営理念に基づいた「10則」を制定し、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社全使用人に伝達し、法令遵守と社会理念の遵守を企業行動の原点とすることを徹底しております。

・関連各社・各部署は規程の整備を行い、各会議体・情報伝達システム等を通じて、全従業員の関連法令等に関する運用実践の徹底を図ります。

・また「内部通報規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図るために、通報窓口を設置し、内部通報制度によるコンプライアンス体制の強化に努めます。

7.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

・持株会社である当社は、当社グループ全体の人事・総務・経理・財務を担当する管理部を設置しております。管理部はグループ各社の事業部門から独立しており当社グループ全体の業務の適正を確保する体制を構築し運用しております。

・取締役及びグループ各社の幹部が出席する子会社月次業績報告会を毎月1回以上開催しております。また、当社との連携・情報の共有を促しつつ、各社の規模・事業の特質を踏まえ、自律的に各社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要に応じて各社へ指導・支援を行っております。更に当社グループとして、財務報告の信頼性を確保し、社会的信用の維持・向上に資するために、財務報告に係る内部統制体制を整備し、その適切な運用・管理を図っております。

8.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

・現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、必要に応じ、内部監査室とグループ各社と連携し同使用人を置くこととしております。なお、同使用人の任命・異動・懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものであります。

9.監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等に関して、監査役から請求があった場合には、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行います。

10.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

・グループ各社の取締役及び使用人は、各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに法令違反を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査会に報告するものとしております。なお、前記にかかわらず、監査役会は必要に応じて、グループ各社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができることとしております。

・当社は、当社の監査役へ報告を行ったグループ各社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びグループ各社の代表取締役が出席する経営会議等重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて各社の取締役及び使用人にその説明を求めております。また「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は内部監査室及び会計監査人と連携をとり効果的な監査業務の遂行を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力からの不当要求が発生した場合や相手が反社会的勢力と知らず関係を持ったことが判明した場合の対応窓口は管理部とし、管理部長は外部専門機関等と連携し、反社会的勢力との関係を解消させます。また、その過程について、取締役会に逐次報告を行います。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 情報開示の基準

当社は、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所が定める有価証券上場規程の「会社情報の適時開示」(以下適時開示規則)に従って、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報の提供を行います。

また、諸法令や規程等に該当しない場合におきましても、株主や投資家の皆様が当社をご理解いただくうえで有効と思われる情報につきましては積極的な開示に努めます。

2. 情報開示の体制

決定事実・発生事実・決算情報及びその他の会社情報につきましては、情報取扱責任者(管理部長)が各部門・拠点から報告を受け、経理財務課を中心に開示諸規程等に基づき開示の内容等を検討し、必要に応じ取締役会等において承認された後に情報取扱責任者の指示により、当該情報を開示・公表することとしております。

(適時開示に係る開示手続き)

(1) 決定事実に関する情報の取扱い

当社は、適時開示規則の決定事実に該当する重要事項の決定は取締役会が行います。重要事項を決定した場合、取締役会は情報取扱責任者に速やかに開示するよう指示します。

(2) 発生事実に関する情報の取扱い

各部門長・拠点長が把握した内容を情報取扱部門に報告します。情報取扱責任者は速やかに情報収集し事実関係を確認し、関係部門長などと協議を行い、重要性等を判断した後に適時開示規則に基づく開示の要否を判断します。

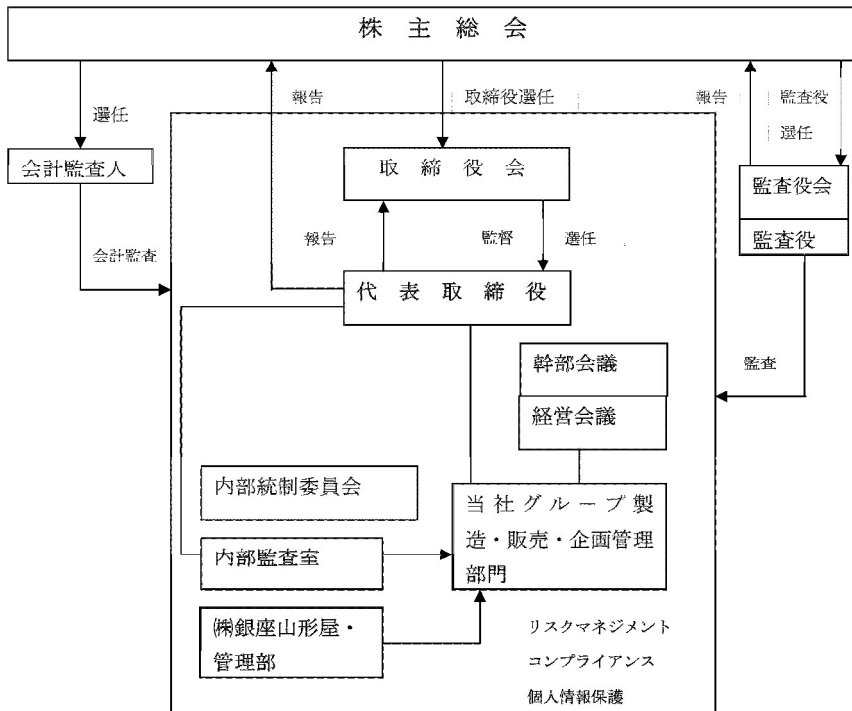
(3) 決算に関する情報の取扱い

当社は決算に関する内容の決定は取締役会が行います。原案を担当部門責任者が取締役会で説明を行い、審議後に開示内容が決定します。取締役会が承認し、取締役会は情報取扱責任者に速やかに開示するよう指示します。

【参考資料:スキルマトリクス】

	氏名	企業経営	業界知見	商品企画	財務会計	営業	コンプライアンス リスク管理 ガバナンス	人材開発 ダイバーシテ ィ
取締役	山形政弘	○	○	○		○		
	小口弘明	○	○	○		○		
	長沢勝也	○	○	○		○		
	瀬戸山英児				○		○	○
	宮澤享永		○			○		
	田中秀文	○			○		○	
監査役	傳田秀一		○			○		
	大野芳宏	○			○		○	○
	森英雄	○			○		○	○

【参考資料:コーポレートガバナンス体制図】



【参考資料:開示フロー図】

【決定事実】

取締役会(子会社含む)

【発生事実】

各部署・子会社

【決算情報】

経理部門

統括情報管理責任者

取締役会

管理部長(統括情報管理責任者)

「適時開示情報伝達システム(TDnet)」へ登録

当社ウェブサイト登録

